

議案第68号

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例
(平成17年条例第99号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，老人福祉センターの使用料の額を見直すとともに，現状に即して取手市立老人福祉センターの利用者の要件を整備するため，本条例の一部を改正するものです。

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例
(平成17年条例第99号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者)</p> <p>第5条 老人福祉センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 高齢者クラブの会員その他高齢者の福祉の増進に寄与すると認められる個人及び団体</u></p> <p><u>(3) その他市長が適当と認める者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、老人福祉センターの利用について、あらかじめ<u>10回分</u>の利用に相当する額の使用料を徴収し、<u>11回分の利用に相当する額の回数券</u>を発行することができる。</p> <p>5及び6 (略)</p>	<p>(利用者)</p> <p>第5条 老人福祉センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 高齢者クラブとしての利用者その他の者で市長が適当と認める者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、老人福祉センターの利用について、あらかじめ<u>10回</u>の利用に相当する使用料を徴収し、<u>11回利用することができる回数券</u>を発行することができる。</p> <p>5及び6 (略)</p>

別表を次のように改める。

別表（第9条，第16条関係）

区分		使用料 (1人1回につき)	回数券
市内居住者	60歳以上の者並びに障害者及び付添人	入浴施設の利用を伴う場合 200円	2,000円
		入浴施設の利用を伴わない場合 無料	—
	上記以外の者	300円	3,000円
市外居住者	60歳以上の者並びに障害者及び付添人	400円	4,000円
	上記以外の者	600円	6,000円
小学生及びこれに相当する者		入浴施設の利用を伴う場合 200円	2,000円
		入浴施設の利用を伴わない場合 無料	—
未就学児		無料	—

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後の申請に係る使用料及び利用料金について適用し，同日前の申請に係る使用料及び利用料金については，なお従前の例による。